

2024文議第293号
令和6年6月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (5件)	第1号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第2号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
	第3号	パレスチナ自治区ガザ地区およびイスラエルにおける即時停戦と早期和平の実現を求める請願
	第4号	再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願
	第5号	地方自治法改正にかかる要望書採択に関する請願
厚生 (2件)	第6号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
	第7号	地域医療・介護を守るために、2024年度診療報酬・介護報酬改定の再検討を国に求める請願
建設 (2件)	第8号	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の住民参加／参画の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
	第9号	全区有施設に再生可能エネルギー電気を導入する取り組みを求める請願
文教 (5件)	第10号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第11号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第12号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
	第13号	中学校英語スピーキングテストE S A T－J　Y E A R 1、Y E A R 2の改善を求める請願
	第14号	小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書作成業務委託について、令和4年度の報告書が仕様書通りに提出されなかった経緯と理由を議会に報告することを求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後樂園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後樂園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第2号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の 廃止を求める請願
請 願 者	文京区水道二丁目7番5-301号 消費税をなくす文京の会 会長 椎 野 耕 一
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

1989年に消費税が税率3%で導入され、その後97年に5%、14年に8%、19年に10%に引き上げられ、導入から35年間で国民が収めた額は447兆円。一方、大企業の法人減税や富裕層の所得税減税などは613兆円で、消費税はこの穴埋めに使われ、社会保障は改悪の連続です。

この間、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、目減りが続いています。厚労省が5月23日に公表した2023年度の実質賃金は前年度比2.2%減と、24カ月連続のマイナスでした。実質賃金が1996年をピークに低下し、暮らしに困難をもたらしたことが、「失われた30年」と言われる、経済の停滞を生んでいます。そこを襲ったのが急激な物価高と円安です。さらに能登半島地震の被害が追い打ちをかけています。

消費税10%の重い負担と物価高騰で暮らしや営業が追いつめられている中での自民党議員による裏金事件に対し怒りの声が沸き上がっています。消費税をなくす会が行っている街頭宣伝には、「自民党の裏金議員にきちんと課税すべきだ」「裏金議員は辞職を」の声がたくさん寄せられています。

また、昨年10月1日からインボイス制度が強行され、今年の申告では148万者に新たに消費税納入義務が課せられ、煩雑な事務や税の負担で廃業も出ています。インボイス制度は税率を変えない消費税増税制度で、立場の弱い免税業者に負担を強いるものです。

消費税率を引き下げるための財源は、不公平な税制を正すことで確保することができます。大企業や富裕層を優遇する税制を改めて、憲法に基づく能力に応じて負担する税制にするべきです。

税金の集め方、使い方を決めるのは国民です。消費税に頼らない税制を目指すことや、軍事費ではなく暮らしに予算を回すことを求めます。そして、消費税ではなく、大企業や富裕層への応分の負担で子育てや教育、社会保障を充実させるよう政府に求めます。

よって、以下のことを国に要望するよう求めます。

請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度を廃止すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第3号
件 名	パレスチナ自治区ガザ地区およびイスラエルにおける即時停戦と早期和平の実現を求める請願
請 願 者	 菅 谷 幸 子
紹 介 議 員	小 林 れい子 沢 田 けいじ
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、尊い人命が深刻な危機的状況にさらされています。特にパレスチナ自治区ガザ地区では、国際司法裁判所の二度にわたるジェノサイド防止の命令にも関わらず、イスラエル軍による民間人への激しい攻撃が今も続いています。5月4日時点でガザ地区における死者数は3万4654人、負傷者は7万人を超えており、犠牲者の約7割は子どもと女性であると報じられています。また、イスラエル軍による市街地の破壊行為と封鎖、支援物資搬入の妨害により、水・食料・医療品・燃料等の不足と感染症の広がりなど人道的危機も深刻化しております。

文京区は、1979年（昭和54年）12月7日に「文京区平和宣言」、1983年（昭和58年）7月13日に「文京区非核平和都市宣言」をしており、昨年（令和5年）度も、非核平和都市宣言40周年記念事業や、区民平和のつどい、写真で語る平和展などの平和事業を継続的行ってきました。また、海外への人道支援としては、2015年（平成27年）からパレスチナを含む中東地域向けに、2023年（令和5年）からイスラエル・ガザ向けの人道危機救援金活動を行うなど、世界に平和を訴えてきた経緯と実績があります。平和は文京区民を含む全ての人の生活の基本であり、世界平和に取り組むことは文京区民の生活基盤を守ることに繋がっております。

また、本請願に係る署名には短期間での署名活動にも関わらず、5月29日時点で1,072筆のご賛同を頂いており、ガザの和平ならびに世界平和への区民の関心の高さも伺えます。

よって、文京区議会は、全ての人が等しく恐怖と欠乏から逃れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、パレスチナ・ガザ地区およびイスラエルの一刻も早い事態の解決実現に向け、日本政府及び国会に対し一層の外交努力を求めて頂くべく本請願を採択いただきたく。よろしくお願い致します。

請願事項

- 1 パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時・無条件の解放
- 2 国際人道法を含む国際法、国際司法裁判所による仮保全命令の遵守
- 3 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第4号
件 名	再審法改正の促進について、国に意見書の提出を 求める請願
請 願 者	文京区湯島二丁目4番4号 国民救援会東京都本部気付 国民救援会文京支部 支部長 工 藤 由 一
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

ご承知のように 2023 年 10 月、静岡地方裁判所で死刑囚袴田巖さんの再審裁判が始まり、市民の注目が集まっています。再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しを認める制度のことで、その手続きを定めた法律が刑事訴訟法「第四編 再審（第四三五一第四五三条）」であり、「再審法」と呼ばれています。

えん罪は国家による最大の人権侵害であり、罪を犯していない人を有罪としてしまった間違った裁判は、一刻も早く真実に基づいて正されなければならない、民主主義国家のわが国においては、もっとも基本的な制度の一つとならなくてはなりません。

現在の再審法の規定は大正時代につくられたもので、戦後、日本国憲法第 39 条を受けて不利益再審の規定を削除した以外、何も改正されていません。日本国憲法の人権思想に基づいた再審法改正・整備が強く求められています。

改正すべき点は第一に通常裁判における証拠開示のルールと同様に、再審裁判においても証拠開示の規定を明文化する必要があります。

現在はその規定がない下で、えん罪被害者に有利な証拠が検察・警察の下にあるにもかかわらず、開示されないことによって、再審請求ができずまた再審決定に至らない事態が横行しています。近年再審を実現した事例でも、袴田事件をはじめ、多くの場合当初検察が「もう証拠はありません」としていたものが、開示されたことによって無罪あるいは再審開始決定になった例が多数存在します。

改正すべき第二には、検察官の不服申し立てを禁止することです。検察官は再審決定がされたならば、その再審裁判の中で十分審理を尽くすことができます。入り口で不服を申し立てる必要はありません。

この現行の制度が再審裁判に至るまでの異常に長い時間がかかる最大の原因です。袴田事件は 1981 年の第一次再審請求から 43 年の長い時間が費やされました。この間死刑囚とされた袴田さんの無念は計り知れません。名張毒ぶどう酒事件では、再審決定が出たのに、不服申し立てによって再審裁判が行われず、奥西勝さんはとうとう獄中でお亡くなりになりました。こんな理不尽なことは直ちに正さなくてはなりません。

第三に、以上の二点を中心に日本国憲法の人権思想に基づいた再審法整備が至急行われることが求められています。

請願事項

文京区議会におかれましては以下の項目について国に求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

- 1 再審請求では検察官はすべての証拠を開示すること
- 2 裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申し立てを禁止すること
- 3 再審手続きを整備すること

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第5号
件 名	地方自治法改正にかかる要望書採択に関する請願
請 願 者	新宿区四谷一丁目4番四谷駅前ビル 東京法律事務所 弁護士 今 泉 義 竜
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

現在国会で審理されている地方自治法改正案は、別紙要望書（案）記載のとおり、地方から出されている懸念に答えるものとはなっておりません。そこで、地方公共団体の意見を十分に聞いて慎重に審議をおこなうことを国会に促すため、地方議会から要望を挙げることが重要であると考え、お願いいたします。

請願事項

国会に提出されている地方自治法の一部を改正する法律案について、別紙の「地方自治法改正案の慎重な審議を求める要望書」を採択し、区議会から衆議院議長および参議院議長に送付してください。

【別紙】

地方自治法改正案の慎重な審議を求める要望書（案）

【意見の主旨】

国会は、地方自治法改正案の審議において、地方公聴会を開催し、指示権拡大について相次ぐ地方からの意見や懸念の声を直接聴取し、慎重に審議をおこなってください。

【理由】

地方自治法改正案は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生しまたは発生するおそれがある場合に、個別の法律に規定がなくても、各大臣が自治体に対し必要な指示を行うことができるとするものです。

本法案の内容は、漠然としたもので適用範囲が広範にわたるものであり、そのような内容で国の地方公共団体に対する権限が強化されることは、憲法第 92 条で保障された地方自治の本旨を侵害しかねません。

全国知事会等は、「事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うこと」や「目的達成のために必要最小限度の範囲にすること」を求める意見を出していましたが、本法案では、指示を出す前に、措置の検討をおこなうため地方公共団体に資料や意見の提出を求めるよう努めることが設けられてはいますが（改正案第 252 条の 26 の 5 第 2 項）、地方自治体と「協議・調整」をすることとはされておらず、また措置を「必要最小限度」とする旨の歯止めもありません。

本法案は、国と地方の対等な関係を根本的に損なう懸念があるものであり、国会には、地方から表明されている懸念の声に十分に答える審議姿勢が求められます。

そこで、本法案に関しては、各院において、地方公聴会を開催し、地方自治体における自然災害や感染症対策における困難事例やその解決策に関する意見等を中心とした地方の意見を聴取したうえで、慎重に審議をすることを要請します。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第6号
件 名	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書の提出を決議していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第7号
件 名	地域医療・介護を守るために、2024年度診療報酬・ 介護報酬改定の再検討を国に求める請願
請 願 者	文京区大塚六丁目9番10号 東京保健生活協同組合 理事長 根 岸 京 田 外 596 名
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

今回の診療報酬の改定では、物価高騰や賃上げのために大幅引き上げが求められていましたが、消費税増税への対応以外では6回連続のマイナス改定です。

人件費や設備関係費に当たる診療報酬「本体」部分は0.88%の引き上げですが、薬価などが1%引き下げられ、トータルでは0.12%のマイナスです。薬価の引き下げ分は、以前は本体部分に上乗せされていましたが、2014年度からは行われていません。

200床以下の中小病院の2割で急性期病床が維持できなくなるとの指摘もあります。感染症の流行などに備えた余裕ある体制確保というコロナ禍の教訓に逆行します。

また診療所を中心として報酬を0.25%引き下げることです。とくに糖尿病、高血圧、脂質異常症の三つの慢性疾患の診療報酬が大幅にカットされます。

介護報酬改定は全体で1.59%のプラス改定ですが、コロナ感染症や物価高騰による事業所の困難を打開し、全産業平均給与と月額約7万円の開きのある介護職員の処遇を改善するには不十分な水準です。また、訪問介護の基本報酬2%強の引き下げは事業所の経営に大きな影響を与え、人材不足、高齢化の著しいヘルパー不足に拍車をかけ、利用者に必要なサービスの提供ができません。

このような改悪が進めば、医療機関や介護事業所は大きな打撃を被り、事業経営が成り立たなくなる医療機関介護事業所が続発することが予想されます。

各自治体でこの実態を議会に伝え、草の根からの運動を巻き起こす必要があります。

請願事項

1 地域の医療・介護を守るために全ての医療・介護従事者の処遇が改善され、安定的に人材確保が可能となる方向に改定されるよう、国に対して2024年度報酬改定の再検討を要求してください。

2 医療機関や介護事業所がともに事業経営が成り立つよう、国に対して2024年度報酬改定の再検討を要求してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第8号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の住民参加／参画の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。

「まちづくり活動の支援策」があると言っても「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」「協議会への支援（注1）」しかなく、まちづくり先進自治体と比べると極端に遅れており、内容も極めて薄く限定的です。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校の建て替えや公園整備を巡っては、「広く住民意見を聴く仕組みが整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討するスキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例となるものです。

「まちづくり推進要綱」をはじめとする現状の仕組み、支援策は他の先進自治体に比べ内容的に大きく遅れており、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1） 活動に要する経費の一部の助成に限られています。

請願事項

- 1 「文の京」のまちづくりの手法として、幅広い地域住民が構想・策定段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント」の手法の導入の可否及び可能性を調査・研究してください。（※「パブリック・インボルブメント（P I）」＝「パブリックコメント」が区民に意見を求める制度であるのに対し、「P I」は区民に計画の構想・策定段階への参画に道を拓く仕組みを言います）
- 2 文京区において、「文の京」版コンサルタシオンの手法の導入可否及び可能性を調査・研究してください。（※「コンサルタシオン」＝直訳はフランス語の「協議」で、政治分野では「対立する党派・グループ間での協議」を指し、都市開発やまちづくりにおいては、行政と市民らの「事前協議やその手続き」「合意形成のあり方」等を指す。市民を対象にした事前協議を「パブリック・コンサルタシオン」と言うこともあり、フランスでは都市開発やまちづくりの分野で「コンサルタシオン」として制度化しています）
- 3 「延べ面積が1万平方メートルを超える中高層建築物」等については東京都の取扱いになるとはいえ、上記1と2に準じる形で、区が区民の意見や要望を受け止める仕組みの導入可否及び可能性を調査・研究してください。
- 4 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～3を盛り込むことを検討課題としつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第9号
件 名	全区有施設に再生可能エネルギー電気を導入する 取り組みを求める請願
請 願 者	 文京区ゼロエミッションを実現する会 菅 谷 幸 子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区は2022年2月、2050年までに二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、地球温暖化対策として総合的な取り組みを行っています。

区有施設の脱炭素化の取り組み実績として、2023年度より区の全ての事務事業で発生するCO₂の約30%を占める施設であるシビックセンターの消費電力が再生可能エネルギー電気100%（以下、RE100）の電力に切り替わりました。また、岩井学園の校庭跡地に太陽光発電システムを導入するなど、先進的な取り組みを進めて頂いております。区は今後の取り組み方針として、「第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和2年度から令和6年度」において、「シビックセンター以外の区有施設においても、シビックセンターにおける削減対策を参考にして、温室効果ガスの削減に努める」と表明しています。

この度、2024年2月時点での区立学校施設の電力契約事業者について情報公開頂きました結果、東京23区清掃一部事務組合が運営する清掃工場の余剰電力等を供給する東京エコサービスによる再エネを既に活用している実績が複数見られました一方で、系統電力（東京電力エナジーパートナー株式会社）との事業契約を継続している学校も複数あることを確認しております（明化小学校仮校舎、金富小学校（一部）、音羽中学校運動場、小日向台町幼稚園、後楽幼稚園、千駄木幼稚園、第一幼稚園）。特に学校は教育的側面からもRE100化を優先的に進めて頂き、子供たちへの環境教育に生かして頂きたく。また、学校以外の小規模区有施設については、各施設が直接電力会社と契約をしており短期間での調査は困難であるとのことで今回の情報公開の対象としませんでした。しかしながら、小規模施設は低圧契約である為、基本翌月から電力会社の切り替えは可能です。全施設の契約状況の即時把握と切り替えの対応をお願いしたく。

RE100化に伴う電気代への影響については、電力を「競り下げ方式（リバースオークション）」で調達した結果、電気代を削減した事例は江戸川区、埼玉県吉川市、島根県益田市等複数あります。リバースオークションについては環境省の公的機関のための再エネ調達実践ガイド（2020年6月公表「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ100%」への挑戦～」）にも掲載されています。文京区でもRE100に切り替えることでコスト削減が行える可能性があり、区民の利益に繋がる可能性があります。

また、近隣自治体の実績として、大規模なオフィス・繁華街を抱える近隣の港区では、都内で初めて区有施設の電力全てを再生可能エネルギーで賄うようにすると発表し、順次切り替えを図っています。

従前、文京区は環境政策課を中心に再生可能エネルギー電気の導入に取り組んでいただいておりますが、全区有施設の電力契約の確認と契約の切り替えは全庁的な理解と協力が必要であり、文京区議会におかれては区の温暖化対策の推進のため本請願を採択いただくとともに、区担当部署のみならず全庁的な取り組みが行われますよう後押しをお願い申し上げます。区自らが、再生可能エネルギーの積極導入を行うことで、事業者や団体などへ広がりを見せます。2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロを実現するため、区議会としても本請願を採択いただきますようお願い申し上げます。

請願事項

- 1 全区有施設に再生可能エネルギー電気を導入する取り組みを求める。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第10号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文部科学省は 2022 年度の小中学校で不登校だった児童生徒について前年度比 5 万 4108 人 (22.1%) 増の 29 万 9048 人にもものぼり、過去最多になったと発表。10 年連続で増加し、過去最多を 6 年連続で更新しつづけています。

小学生が 10 万 5112 人 (前年度比 29.0%増)、中学生 19 万 3936 人 (前年度比 18.7%増)、いずれも増加しており、全児童生徒の 3.2%を占め、10 年間で 2.6 倍にもなっています。文京区においても、2022 年度小学校 137 人、中学校 183 人と小学校で若干減ったとはいえ 2022 年度も増加の傾向をたどっていることは深刻です。その上いじめも増加傾向が続いていることも問題です。

学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明らかであり、解決のための対策が急務になっています。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、競争的な教育が背景にあると専門家から指摘されています。子どもに寄りそってその声を受けとめるべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっています。また、精神疾患による教員の休職者が 2021 年度文部科学省調査で過去最多になるなど、深刻な事態が広がっています。

教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一歩間違えばそうなりかねない状況があったと聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることが急務です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。国の文教予算を教職員増員のために大幅に増額すべきです。

またコロナ感染も未だに増加しています。拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の 35 人学級への法改正を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35 人学級を小学校で実施するとともに、同時に中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、来年度予定の小学 6 年の 35 人学級をくり上げ実施すると同時に、中学校 2 年以上も 35 人学級にするよう都に求めること。
- 2 小・中・高の全学年で 30 人学級の検討に入ることを都に求めること。
- 3 国に対して中学校の 35 人学級への移行を求めること。
- 4 都に対し、学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第11号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2023 年 12 月、カナダの研究グループ（U B C）は、食品に残留するグリホサートが「腸内細菌叢異常」を引き起こす可能性があると発表しました。2024 年 1 月には、除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）が原因でガンになったと訴えた男性に、約 23 億ドル（約 3400 億円）を支払うようバイエル社（旧モンサント社）側に命じる判断がアメリカの裁判所で下されました。アメリカでは、家庭用ラウンドアップの販売が昨年末で中止になっています。

日本は世界有数の農薬使用大国にもかかわらず、世界中で禁止や規制が進むネオニコチノイド系農薬やグリホサートの残留基準値がとても緩く問題になっています。2017 年、日本は世界の流れに逆行して、グリホサートの残留基準値を最大で 400 倍緩和しました。グリホサート（商品名ラウンドアップ）は、2015 年に WHO の専門機関である国際ガン研究機関が「人に対しておそらく発ガン性がある」と発表しています。ラウンドアップは、「遺伝子組み換え作物」とセットで使用されている農薬で、世界 40 カ国以上で禁止や規制がされています。また、2019 年の「サイエンティフィック・リポート」によると、母ラットにグリホサートを EU の無毒性量（毒性がないとされる量）の半分投与すると、母と子には影響がないのに、孫とひ孫の世代に腫瘍や生殖機能不全など多様な障害が出たのです。つまり、自分や子どもには影響が出なくても、孫とひ孫に疾患が起こる可能性があるのです。日本の農薬の毒性試験ではこの「世代を超えた影響」については残念ながら調べられていません。これは、大変重要な問題です。

学校給食法第 9 条 1 項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。文京区の学校給食には、輸入小麦を使用したパンが週 1 回提供されています。しかし、東京都学校給食会は 2022 年に 1 回、2023 年に 1 回のグリホサート残留農薬検査を行っただけです。その際、グリホサートの検出はなかったとのことですが、子どもや保護者の安心安全を考えると、精度の高い正確な検査を週 1 回のパンの提供ごとに行うべきです。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021 年度）ではカナダ産 100%、アメリカ産 97.8%からグリホサートが検出されています。また、農民連食品分析センターが行った「学校給食のパン」の調査（2019 年）でも、輸入小麦を使用したパンからは、グリホサートが 100%検出されています。なお、国が設定する残留基準値以内なら安全かといえば、農薬残留基準値は毒性の低い主成分を元に算出した値であり、強毒の補助剤の影響が考慮されていないため、決して安全とは言えません。

今、農薬不使用の安心安全な食材を学校給食に使用する取り組みが全国で広がっています。学校給食に有機食材を使用する自治体は、193 市町村（令和 4 年度）あり、前年から 56 市町村増加しました。世田谷区では、2023 年 10 月から小中学校計 90 校で有機米給食を 6 回提供しています。2023 年 6 月には、超党派の国会議員 50 名以上が参加する「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が設立され、自民、公明、立憲、国民、共産、維新、れいわの議員が政党の垣根を超えた活動を開始しました。学校給食で国産の安心安全な食材を使用することは、子どもたちの命と健康を守り、環境にも優しく、農村の離農者をつなぎ止め、実質 10%ともいわれる食料自給率を上げることにもつながります。学校給食は、自治体の裁量です。文京区の裁量で出来るのですから、文京区でも子ども達のために党派の垣根を超えて、安心安全な学校給食をぜひ実現させてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 2 農薬の安全基準を決める毒性試験は、「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分＋補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 3 子ども達の健康を守り、環境に優しく、地域の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第12号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

ゲノム編集食品は、動物に食べさせての安全性評価がされていません。そのような中で、関東圏の複数のスーパーマーケットでは、ゲノム編集トマトの販売がスタートしています。パッケージには、「血圧を下げる」などと表示されているため、消費者はゲノム編集トマトと気づかず購入してしまう可能性があります。

現在、日本で流通しているゲノム編集食品はトマト、マダイ、トラフグと限られていますが、新たなゲノム編集食品の開発も進んでいます。日本国内では、米、小麦、大麦、鶏卵、ジャガイモ、サバ、エビ、マグロ、コオロギ。海外では、レタス、イチゴ、トウモロコシ、牛、豚、鳥などが開発されています。これらは、今後市場に出てくる可能性があります。

ゲノム編集は、人間が初めて口にする食品にもかかわらず、安全確認がまともにされていません。ゲノム編集は、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。

ゲノム編集食品には「食品表示義務がない」ため、消費者はゲノム編集食品を避けることができないのです。2019年、日本はゲノム編集食品について、安全性評価なしの任意の届け出で流通を認めるとし、食品表示も不要としました。ゲノム編集を避けたい消費者のためにもゲノム編集食品の「届け出の義務」と「食品表示」は必須です。「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」を提出する自治体も増えています。都道府県では、岐阜県議会（2019年）、奈良県議会（2021年）、静岡県議会（2023年）から。市町村では、札幌市（2019年、2023年）、小金井市（2019年）、越谷市（2022年）、行橋市（2023年）、三芳町（2023年）から。2024年に入ってから富山市、富士宮市、浜松市と意見書が次々と提出されています。

特に、学校給食で子ども達の口に入るものは、安心安全な食材の使用が基本です。遺伝子組み換え食品と同様にゲノム編集食品でも、予防原則で慎重に対応することが必要なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第13号
件 名	中学校英語スピーキングテストE S A T－J Y E A R 1、Y E A R 2の改善を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

東京都は2022年11月から中学校英語スピーキングテストE S A T－Jを実施し、その結果を都立高校の可否判定に用いています。さらに2024年1月からは都内公立中学校1年生2年生に対象を広げてE S A T－J Y E A R 1、Y E A R 2（以下Y E A R 1．2という）を実施しています。その中で様々なトラブルが発生しています。

1 音漏れについて

「周りの子の解答が聞こえた」「モタモタして遅れてボタンを押したので後ろの人の声がほぼ丸聞こえで、答え合わせしながら自分は答えた」「友達の話してる解答をパクった」という声が生徒の中から上がっています。スピーキングテストの質以前にテストの実施方法、環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。音漏れが起きないように受験会場の人数を減らす、前後左右の列を開ける、試験問題を複数用意するなど対策を取ってほしいです。

2 機材の不足等について

区内中学校で実施されたY E A R 1．2では試験用のタブレット、ヘッドセット等の機材が生徒の人数の半分しか届きません。生徒全員が同時にテストを行うことができず、クラスごとに時間をずらして実施しています。そのため試験問題が他のクラスに漏洩するリスクが高くなります。試験実施のための所要時間も倍以上になります。生徒が可能な限り一斉に受験できるよう必要な機材、スタッフを揃えるよう環境を整えてほしいです。

3 スピーキング力向上のために

Y E A R 1．2は中学校の授業で身に付けた英語の「話すこと」の力を測り、使える英語力育成を目的としていますが、学校ではY E A R 1．2の振り返り授業等はいりません。また採点結果の返却は試験の約3ヶ月後の5月で、これではスピーキングテストの内容を覚えている子どもはほとんどいないでしょう。採点と簡単なアドバイスが載っている成績表を返却するだけで本当に個々人のスピーキング力向上に役立てられるのでしょうか。

Y E A R 1．2は東京都が事業主体として行うテストではありますが、受験するのは文京区の子ども達です。音漏れや機材不足のまま Y E A R 1．2を改善もせず受け続けさせることはスピーキング力向上に寄与しないどころか、生徒たちのテストへの信頼性も損なうことになり逆効果です。従いまして文京区の子ども達のよりよい学習環境を整えるために下記事項を請願いたします。

請願事項

文京区議会は、中学1年生、2年生が受験するE S A T－J Y E A R 1、Y E A R 2について問題点を改善するよう東京都に要望すること

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年5月31日 第14号
件 名	小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書 作成業務委託について、令和4年度の報告書が仕様 書通りに提出されなかった経緯と理由を議会に報告 することを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

令和6年3月12日、小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書作成業務委託に係る履行不備について住民監査請求をしました。これは令和4年4月1日から令和5年3月31日までの契約期間内に委託契約内容を完全に履行しなかったにも関わらず契約金額を支払い検査合格とした点、さらには改築検討委員会の運営および手続に重大な瑕疵があったにも関わらず契約金額を支払った点について、必要な是正措置を求めるものでした。結果は、令和6年5月10日に請求には理由がないとして棄却されています。改築検討委員会の報告を前提としてプロポーザルがすでに実施されており、今後の基本設計等に大きな影響を及ぼすことを考えると、株式会社マヌ都市建築研究所が請け負った報告書作成業務については、本来相当な慎重さをもって行われるべきものでした。

監査委員からの回答には、

『『資材搬入路等の周辺交通条件等の既存情報を整理・分析すること』が列举されているにもかかわらず、当該項目に関する業務を履行した証明がなされていない、との主張について

このことについて、確かに令和4年度の検討委員会資料からは、直接的に該当する資料は見当たらない。しかしながら、学務課の説明によると、当該資料は、令和2年度の委託契約の成果品として納品されており、令和4年度の検討委員会ではこの成果品を前提に検討が進められ、報告書では周辺道路状況に係る言及もされており、具体的な資料の作成がなかったからといって請求人の指摘する事項が履行されていないとまでは言えない」(9P)とあります。

しかし、令和2年度の周辺道路事情の成果品が仮に納品されていたとしても、「ルマ小日向(令和3年2月新築)」や南門東側の戸建ての新築(令和5年夏頃)など周辺道路事情は令和2年度以降も刻々と変わっています。令和4年度時点の情報が加われば、想定している資材搬入路等に影響を及ぼす可能性があり得る以上、またコロナ後の社会情勢の変化なども鑑みれば、仕様書で要求されていた令和4年度の資料こそきちんと納品されるべきであったと考えます。

「今後、契約に当たっては、年度ごとに行う使用内容を十分に精査し、履行を求める内容と仕様書の一致を徹底するように求める」「検査事務は適正な履行を確保するため、法で義務付けられた重要な手続きであることに鑑み、適切な運用を行うよう求める」で終わるのではなく、世間一般の組織のガバナンスに基づけば、今回契約した内容は確実に履行されるべきです。これを放置すれば、文京区は委託業務について、仕様書通りに業務をしないことを容認する前例を作ることになります。本来であれば株式会社マヌ都市建築研究所について、仕様書通りに令和4年度の報告書を再提出するよう求めるべきところですが、まずはどうしてこのような成果物が検査合格とされ得たのか、その経緯と理由を議会に説明すべきであると考えます。

請願事項

小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書作成業務委託について、令和4年度の報告書が仕様書通りに提出されなかった経緯と理由を議会に報告することを区に求めてください。